

次のとおり閲覧時間を変更するので、公示します。

平成二十八年六月二十八日

奈良県議会議長 川口正志

一 閲覧時間を変更する期間

平成二十八年七月一日から同年八月三十一日まで

二 閲覧時間を変更する業務及び変更内容

変更する業務	変更内容		
	変更事項	変更前	変更後
奈良県議会の議員の資産等の公開に関する報告書の閲覧	閲覧時間	午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで	午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分まで
奈良県政務活動費に係る収支報告書及び領収書等の閲覧	閲覧時間	午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで	午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分まで

三 変更の理由

県庁その他の県の事務所における職員のワーク・ライフ・バランス推進の一環として、職員の勤務時間を午前八時から午後四時四十五分までとする措置を講じることとしたため